

Maker Faire Tokyo 2026 出展申込要項

Maker Faire Tokyo 2026への出展をご検討いただきありがとうございます。本要項の内容をご確認の上、ウェブサイトの出展申し込みフォームからお申し込みください。

目次

<出展の流れ>	2
■ 1. 出展の対象	3
■ 2. 出展区分と出展料、レンタル備品など.....	3
2-1 出展区分の詳細.....	3
2-2 出展料、レンタル備品などの料金表（税込）	4
2-3 出展料のお支払い、レンタル備品・電源等の申込み	5
2-4 出展者タグ	5
2-5 電源.....	5
■ 3. 出展の形式	5
3-1 展示・ワークショップ	5
3-2 暗いスペース（暗室）	5
3-3 プレゼンテーション.....	5
■ 4. 出展カテゴリ	6
■ 5. 出展申し込みの選考.....	6
5-1 選考について	6
■ 6. 申請が必要な物品、持ち込み禁止の物品	7
6-1 作品、物品の持ち込みにあたって	7
6-2 持ち込みに申請が必要な物品	7
6-3 持ち込み禁止の物品	8
6-4 危険物申請、消防署の査察について	8
6-5 防災規則	9
6-6 外部業者による施工	10
■ 7. その他の注意事項	10
■ 8. 商標について	11

<出展の流れ>

※内容は、変更となる可能性があります。

1 出展お申し込み：【締切】2026年4月23日（木）13:00

「MFT2026出展申込フォーム」にて出展をお申し込みください。

お申し込みに必要な情報は「出展申込に必要な項目（PDF）」を参照してください。

2 選考結果の発表：2026年6月1日（月）まで

出展の可否をメールにてお知らせします。

3 出展料・レンタル備品・電源・追加分タグのお支払い：【締切】2026年6月22日（月）

専用サイトからお支払いください。詳細は「出展承認メール」にてご案内いたします。

4 出展内容調査、危険物申請書の提出：【締切】2026年6月22日（月）

最終的な持ち込み作品・機材のリスト（危険物が含まれる場合は、その内容、図面など）、搬入出の方法などをお知らせください。

5 出展者マニュアル公開：2026年7月中旬

出展者の代表の方にご連絡します。

6 出展者タグの発送：2026年8月上旬

7 開催当日：2026年9月5日（土）～6日（日）

搬入出について

- 搬入出には「手持ち」「自動車」「宅配便」をご利用いただくことができます。詳しくは、出展が決まった方にお送りする「出展者マニュアル」または公式サイト「よくあるご質問」を参照してください。
- 搬入出の時間はそれぞれ以下を予定しています。

搬入： 9月4日（金）：午後（正確な時間は「出展者マニュアル」にてお知らせします）

9月5日（土）：09:00～12:00（予定）

搬出： 9月6日（日）：17:00～18:30（予定）

■ 1. 出展の対象

- ・ 自作の作品（ジャンルは問いません）
- ・ 物を作るための素材、部品、道具
- ・ 物を作るためのソフトウェア、サービス
- ・ 個人が物を作ることに関連した活動

■ 2. 出展区分と出展料、レンタル備品など

2-1 出展区分の詳細

出展区分	Maker	Education (Young Maker、教育機関)	Company (企業)
該当する方	個人またはグループの出展	学生、または教育機関の出展 (本出展区分は、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、大学院、専門学校を対象)	企業名義の出展（企業名、製品・サービス名が出展者名や出展情報に含まれる）
申込時の条件	企業名、製品・サービス名を出展者名や出展情報に含まないこと (上記を含める場合は「Company」でお申し込みください)	申し込みフォームの「1-1. 出展名」または「1-13. 出展者のプロフィール」に、必ず1校以上の正式な学校名を明記すること (学校名を明記するのが難しい場合はご相談ください)	ブースのサイズ4,200*1,500mmまで（上記サイズを超えるスペースを希望する企業の方は、スポンサープランをご検討ください）
会場内での作品販売	可能		

企業の出展については、スポンサープランもご用意しています。本イベントへのご協賛を通じて、メイカーコミュニティをご支援ください。協賛のメリット、プランなどの詳しい内容は、ウェブサイトの「スポンサーをご検討の方へ」ページをご参照ください。

2-2 出展料、レンタル備品などの料金表（税込）

出展区分	Maker	Education (Young Maker、教育機関)	Company (企業)
出展料	<u>2,100*1,500mm</u> 11,000円	無料	<u>2,100*1,500mm</u> 165,000円
	<u>4,200*1,500mm</u> 22,000円		<u>4,200*1,500mm</u> 330,000円
	<u>4,200*3,000mm</u> 44,000円		上記サイズを超えるスペースを希望する方は、スポンサープランをご検討ください
備品	<u>テーブル (1,800*600mm)</u> 1本 3,520円		
	<u>椅子 (丸椅子)</u> 1脚 880円		
電源	<u>0w (必要なし)</u> 0円		
	<u>100v電源 (500wまで)</u> 6,600円		
	<u>100v電源 (501w~1,000wまで)</u> 8,800円		
	<u>100v電源 (1,001w~1,500wまで)</u> 11,000円		
	<u>100v電源 (1,501w~2,000wまで)</u> 13,200円		
	*100v、2,001w以上の電源、または200vなどの特殊な電源が必要な方はご相談ください。		
出展者タグ	2枚（無料）。3枚以上必要な場合は、追加1枚1,430円		
ネットワーク	出展者向けのネットワークの提供は行いません		
食品提供 申請料	食品を提供する場合は、申請料と施工会社による専用設備の実費負担が必要です。 出展申し込みフォームにて、必ず詳細を記載してください。		
危険物 申請料	6,600円（事務手数料、消火器・ウェイトのレンタルを含む）		

※応募が多数の場合は、できるだけ多くの方に出席いただくために4,200*3,000mmを希望された方にスペースの縮小をお願いする場合があります。できるだけスペースは必要最小限でのお申し込みをお願いします（特にEducation区分の方）。

2-3 出展料のお支払い、レンタル備品・電源等の申込み

- ・ 出展料、レンタル備品・電源等の費用のお支払い方法は、「出展承認メール」にてお知らせします。決済方法は、クレジットカード、銀行振込などがご利用いただけます。詳しくは、出展承認後、専用サイトにてご確認ください。期日までにお支払いが確認できない場合は、出展を取り消しさせていただく場合があります。
- ・ 出展者の都合により出展をキャンセルする場合、出展料の返金はできません。事務局の判断で出展を取り消す場合、出展料は返金いたしません。

2-4 出展者タグ

- ・ 安全管理のため、会場内では必ず「出展者名を明記した」出展者タグを身に付けてください。搬入・搬出の際の会場への入場にも出展者タグが必要となります。
- ・ 出展者タグは、出展者1組あたり2枚発行します（無料）。3枚以上の出展者タグが必要な場合のお申し込みについては、出展決定者の方に別途ご案内いたします。

2-5 電源

- ・ 電源のお申し込みについては、出展決定者の方に別途ご案内いたします。各ブースの近くに仮設のコンセントを1口用意しますので、電源をご使用の方は「テーブルタップ」をご用意ください。ドラムリールの持ち込みは禁止します。
- ・ 施設内に設置されている電源は使用することができません。

■ 3. 出展の形式

3-1 展示・ワークショップ

申請した広さのスペースに作品を展示します。また、同スペース内でワークショップも可能です。なお、会場内での出展者のレイアウトは事務局が決定します。

3-2 暗いスペース（暗室）

暗いスペース（暗室）の設置はありません。

3-3 プレゼンテーション

会場内の「ステージ」にて、20分のプレゼンテーションを行うことが可能です。プロジェクタとスクリーン、マイクを事務局が用意します。事務局がお申し込みの内容を検討して、出展決定後に実施の可否を連絡します。

3-4 デモンストレーション

Maker Faire Tokyo 2026では、開催時期の気象状況等を踏まえ、出展者およびスタッフの安全を考慮し、屋外展示および屋外でのデモンストレーションは実施しないことといたしました。そのため、限られた場所とはなりますが、会場内にデモスペースを設ける予定です。デモスペースでの実演をご希望の場合は、出展申込フォームにてお申し込みください。また、ドローンのデモンストレーションには、セーフティネットなどの安全対策が必要です。

■4. 出展カテゴリ

以下のカテゴリから、ご自身の作品・活動に近いと思われるものを第1希望と第2希望の2つ選択してください。選択したカテゴリと展示の内容をもとに、事務局が会場内のエリア（「エレクトロニクス」「ロボティクス」「キッズ・教育」「ミュージック」「デジタルファブリケーション」「サイエンス」「フード」など）に出展者の配置を行います。

1. エレクトロニクス（電子工作）
2. Arduino
3. Raspberry Pi
4. AI
5. IoT（Internet of Things）
6. XR（VR/AR/MR）
7. Young Makers（学生メイカー）*Education区分でお申し込みの方は必ず選択してください。
8. 教育
9. キッズ & ファミリー
10. ロボティクス
11. モビリティ（電気自動車/バイク/ドローンなど）
12. デジタルファブリケーションのツール（3Dプリンター、3DCADなど）
13. FabLab/メイカースペース/メイカーのためのサービス
14. アシスティブテクノロジー（支援技術、福祉関連）
15. クラフト（木工/ペーパークラフト/電子手芸など）
16. アップサイクル/リサイクル
17. デザイン/アート/ファッション
18. ミュージック/サウンド
19. フード *食品を出展される方は必ず選択してください。
20. サイエンス
21. 宇宙（ロケット/人工衛星）
22. バイオ/農業
23. サステナビリティ/オルタナティブエネルギー
24. 企業内の部活動
25. Maker Pro（メイカーとしての起業、スタートアップ）
26. ワークショップ *ワークショップ実施の方は必ず選択してください。

■5. 出展申し込みの選考

事務局が準備している展示スペースを超える数の出展申し込みをいただいた場合には、事務局で出展の選考を行います。

5-1 選考について

- ・ 選考の際にもっとも重視されるのが内容紹介文です。規定の文字数（200文字）のなかで、「実際の作品・プロジェクト」「そのプロジェクトの特徴」をできるだけ具体的に説明してください。具体的な展示内容がわかりにくい内容紹介文は、マイナス評価の対象となります（わかりにくい例：「私たちが過去に作った作品を展示します！」など）。
- ・ 作品の写真や動画も選考の重要な要素です。未完成の場合は、完成予想図、製作途中の写真などでも問題ありません。必ず写真をお送りください。写真や動画の添付なしでの申込み、グループのロゴの送付などは、具体的な展示内容の判断が難しいため、マイナス評価になります。写真は、原則として横長、横方向1,000ピクセル以上のものをお送りください。
- ・ 申し込み時点で作品が未完成の場合は、内容紹介文、完成予想図などをもとに選考を行います。
- ・ 事務局で特別な事情があると判断した方や主催者企画に関連した方は、通常の出展決定者発表以前に出展を承認することがあります。
- ・ 出展区分（Maker、Education、Company）に関わらずすべての応募者が選考の対象となります。
- ・ 選考基準や結果に関する質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

■ 6. 申請が必要な物品、持ち込み禁止の物品

6-1 作品、物品の持ち込みにあたって

- ・ Maker Faire Tokyoには、子どもたちも多数出展・来場します。子どもが目にするにはふさわしくない作品（過度な暴力や性的表現など）に関しては、展示をお断りします。そのような作品が展示されている場合、撤去、または出展の中止をお願いすることもあります。
- ・ 事務局が、イベントの趣旨に適さないと判断した展示、プレゼンテーション、ワークショップ、会場利用規定や各種法令に基づき展示できないもの、参加者の安全性が確保されていないものは、出展内容の撤去、または修正をお願いいたします。
- ・ 出展申込と異なる内容の展示を行った場合、展示物の撤去、または出展の中止をお願いすることもあります。また、出展の手続きにおいて事務局の依頼に対してご協力いただけない場合には、出展を取り消すこともあります。

6-2 持ち込みに申請が必要な物品

会場内の安全確保のため、以下にあてはまる作品と機材などを持ち込む場合は、必ず出展申込の際に申請をお願いします。事前に申請のない作品、機材に関しては、撤去していただくこともあります。

- ・ 東京都火災予防条例上の「裸火」（ハンダごてなど）、「危険物品」（油脂、石油類、燃料用アルコール類など）
詳しくは、「6-4 危険物申請、消防署の査察について」をご確認ください。
- ・ 毒物及び劇物
- ・ 高電圧を扱うもの、高速で稼働する作品・機材、レーザーを発する作品・機材など、来場者または他の出展者が怪我をする可能性がある作品・機材
- ・ 大型の作品（約2,400mm以上）
- ・ 工作機械（3Dプリンター、レーザーカッター、CNCなど）
- ・ ドローン、飛行機、バルーンなど、会場内を飛行する作品・機材
- ・ 食品の展示、販売、提供、調理、口の中に食品を入れる実験は、事務局に事前にご相談ください。
- ・ 天井構造（ドーム、テントなど）※天井構造の図面の提出、非常口ランプと煙探知機の設置が必要な場合があります。
- ・ Wi-Fi、Bluetooth、携帯電話以外の無線を使用する作品・機材

- ・ 水などの液体（床への養生が必要です）
- ・ 生き物
- ・ ワークショップで使用する刃物類（カッターナイフやノコギリなど）
- ・ 水素を使用した作品
- ・ アルコール重量濃度が60%を超える手指消毒用アルコール：アルコール重量濃度が60%を超える手指消毒用アルコールは消防署への危険物申請、ならびに消防査察の対象となるため、できるだけ重量濃度60%未満のものの持ち込みをお願いします。また、重量濃度60%を超える手指消毒液を持ち込む場合には、下記すべての要件を満たす必要があります。ご注意ください。
 - 500ml以下の容器に収納されている
 - 容器に容量や成分などが記載されている※会場内での「詰め替え」は禁止されています

6-3 持ち込み禁止の物品

- ・ 10cmを超える火花を発する作品
- ・ 液化困難な可燃性ガス（メタン、アセチレンなど）
- ・ 日本の法令（電波法など）に違反している作品、機材
- ・ 第三者の知的財産権を侵害している作品、機材
- ・ 作品の修理目的で使用するハンダごて
※出展者の作品修理用に、事務局にてハンダごてを使用できる「ハンダ修理ピット」をご用意いたします。
※ワークショップ、ハンズオンで使用する場合は申請の上、持ち込むことが可能です。
- ・ ドラムリール

6-4 危険物申請、消防署の査察について

- ・ 会場では「東京都火災予防条例上の禁止行為」が適用されます。東京都火災予防条例の「裸火」の使用や「危険物品」を持ち込む際には、消防署への事前の申請と所定の安全対策が必要です。また、開催前日もしくは開催初日の午前中に「（数量も含めて）申請通りの物品が持ち込まれているか」「所定の安全対策が行われているか」について、消防署の査察が行われる予定です。検査時に申請通りの物品がない、または展示の準備ができていない場合は、展示の承認を受けることができません。違反が認められた場合、イベント全体の中止を求められる場合もありますので、必ず申請ならびに安全対策、展示責任者による査察への対応をお願いします。詳しい申請方法に関しては、出展が決定した方にお送りする「出展承認メール」にてご確認ください。また、申請する物品の内容については、消防署、会場の指示により、出展内容調査までに変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。
- ・ 別紙「東京都火災予防条例上の禁止行為」を必ずご確認くださいの上、お申し込みください。
- ・ **危険物申請が必要な出展者には「危険物申請料」をご負担いただきます。**料金の請求は該当する方にご案内します。
料金：6,600円（税込）※危険物申請事務手数料、消火器・ウェイトのレンタルが含まれます。

	裸火	危険物				
		バッテリー類	引火性液体	指定可燃物	火薬類	その他
対象物の 具体例	・ハンダごて ・ライター ・レーザー加工機* ※密閉状態でないとレーザーが照射されないなどの安全装置がついているものは対象外	・リチウムイオン電池 ・リチウムポリマー電池 ・リン酸鉄リチウムイオン電池	・ガソリン、軽油 ・紫外線硬化樹脂 ・UVインク ・フラックス洗浄剤 ・消毒液のアルコールの重量濃度が60%を超えるもの	火災予防条例別表第7に掲げる可燃性液体および可燃性固体類	・火薬 ・爆薬 ・火工品およびがん具煙火	・プロパン ・アセチレン ・水素 ・アンモニアガス、など
対象外の 具体例	・ホットプレート ・ヘアードライヤー ・オープン ・赤熱部が400℃未満のハンダごてなど	車両用または試作品（取扱説明書等で使用方法が確認できないもの）は対象となり、それ以外ものは対象外となります。	・消毒液は以下の場合対象外 - 500ml以下の容器に収納 - - 容器に容量や成分が記載 ※会場内での「詰め替え」は禁止	-	-	-
補足	炎、火花を発生させるもの、器具の発熱部を外部に露出するもの（表面温度400℃以上）が対象になります。	対象物は、V数、mAh、個数を申請の上、専用のケースで保管をお願いします	消防法別表第1に掲げるガソリン、軽油など引火性液体、酸化性固体、液体類などの危険物が対象になります。	参考： https://www.fdma.go.jp/singi_kento/ken-to/items/kento_147_30_sanko_02_05f.pdf	火薬類取締法第2条第1項および第2項で定める物品が対象になります。	一般高圧ガス保安規則に定める可燃性ガスが対象になります。

※詳しくは「東京都火災予防条例上の禁止行為」をご覧ください。

※危険物品持込みから除外される行為については、下記をご参照ください。

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/office_adv/kakisiyoukisei/kinsi.html

6-5 防災規則

会場内では、消防法第8条の3により、以下に説明する物品については防災性能を有するものを使用することが義務となっています。防災性能を有していない防災対象物品を使用していた場合は撤去していただきます。防災規則に関しても、消防署の査察対象となります。

<防災対象物品>

1. カーテン
2. 合板で、台・バックスクリーン・仕切り等に使用されているもの
3. 仕切りに用いられる布製のアコーディオンカーテン、つuitate
4. 装飾のために壁等に沿って下げられる布製のもの
5. 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等
6. 映写用スクリーン
7. どんちょう
8. 布製のブラインド
9. 暗幕
10. じゅうたん
11. 人工芝
12. カーペット
13. ござ

14. シート類(感染症対策用のビニールシートも含まれます)
15. 段ボールなどの紙製品（ブースの什器、衝立、装飾に使用される場合に該当。段ボール自体が作品の場合は該当しない)

- ・ 展示に使用する合板・ベニヤ、布類（旗・幕・カーテン、テーブルクロス、カーペットなど）は、防災ラベルが貼付された製品をご利用ください。防災ラベルの貼付がない製品の場合には、公益財団法人日本防災協会が発行した防災製品認定書などの証明書類が必要です。
- ・ 海外製品は、日本国内の認定機関の認定を受けたものを使用してください。
- ・ 展示スペースに、天井及び屋根（布、シートなどを貼り付けたものも含む）を設置することは、自動火災報知設備の感知の障害、スプリンクラー設備の感知および散水の障害となりますので、事前の届け出が必要です。詳細は事務局にご相談ください。障害があると認められる場合、消防署の指導により撤去または代替設備の設置を求められることがあります。

6-6 外部業者による施工

- ・ 搬入出、施行時の安全管理のため、スポンサー以外の出展者が外部業者に施工を依頼することは禁止します。

■ 7. その他の注意事項

- ・ 出展の申し込みにあたっては本要項を遵守するほか、「Maker Faire Tokyo 参加規約」等事務局がMaker Faireに関して定めるすべての内容に同意していただく必要があります。
- ・ 出展は必ず2日間、開場から閉場まで行っていただきます。1日のみの出展、遅刻・早退は認められません。やむを得ない事情のため、会期期間・時間内の出展が難しい場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。
- ・ コスプレは、ウェアラブルな自作デバイスやクラフト作品の着用など、Maker Faireの趣旨に沿ったコスチュームのみ可能です。市販のコスチュームの着用はご遠慮ください。来場者が不快になる可能性があることと事務局が判断するコスチュームはお断りします。また、コスプレや着ぐるみを着用する場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。
- ・ 会場内の売買に関する出展者、来場者間のトラブルに関して、主催者は一切その責任を負いません。
- ・ 宗教活動、政治活動、その他特定の思想・信条の流布を行う行為は禁止いたします。
- ・ 「Company（企業）」として出展する場合に、お申し込み企業、団体以外のサービス・製品の展示を希望する場合は、出展内容調査フォームにて必ず展示内容（他企業、団体の名称と作品情報）を申請してください。申請のなかった展示に関しては、撤去していただきます。
- ・ イベント開催時の展示、プレゼンテーション、ワークショップは、事務局が記録し、広報活動や協賛募集活動に使用することがありますのでご了承ください。
- ・ 申し込みの際にいただいた情報は、出展に関するご連絡、資料や資材の発送、出展内容の告知などMaker Faire Tokyoの運営に関わる業務や、関連イベントのご案内のほか、株式会社インプレスとそのグループ会社（株式会社インプレスホールディングスならびにその子会社）および株式会社インプレスの広告主の商品・サービスのご案内、アンケート調査の目的に使用させていただきます。また、出展者の情報はMaker Faireのライセンス元であるMake Community社へ報告が行われること、統計処理を行い個人が特定されない形でウェブサイトやパンフレット、報告資料にて紹介させていただく場合がありますことを、あらかじめご了承ください。
- ・ 主催者は、本要項の内容を予告なく変更する場合があります。

例外

- ・ 出展内容によっては、主催者の判断により上記「出展規定」以外の展示を承諾することがあります。

■ 8. 商標について

- ・ 「Maker Faire」ならびに「Make:」は、米国Make Community社の登録商標です。主催者に断りなく、本名称やロゴマークを使用してのイベント実施、出版物、製品や販促物などの製造・販売・配布、作品制作を行うことは、法律により禁止されています。Maker Faire Tokyoのロゴは、Maker Faire Tokyoの告知、出展者ご自身の展示内容紹介の目的でご利用ください。なお、印刷物やウェブなどでMaker Faire Tokyoのロゴを使用して告知を行う場合は、改変、一部表示、その他の要素と組み合わせることはできません。必要があれば、事前に事務局でデザインを確認させていただきますので、出展者担当 (makers@makejapan.org) までご相談ください。また、Maker Faireでの展示を目的としたコンテスト、講座、ハッカソンなどを行う場合も、必ず事前に事務局にご相談ください。

ご不明な点、出展に関するご希望などは、株式会社インプレス・Maker Faire Tokyo事務局まで (makers@makejapan.org) メールにてお問い合わせください。